

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・グループ名】 収税課 徴収グループ

行政活動の名称	四街道市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定				
概要	行政不服審査法等の改正に伴い、固定資産評価審査委員会は審査申出人からの反論書の提出があった場合、市長に送付義務が生じることなどが主なもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	行政不服審査法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市長部局は、弁明書を電子情報処理組織を用いて固定資産評価審査委員会へ提出できるようになるとともに、固定資産評価審査委員会は、審査申出人からの反論書の提出があった場合、市長に送付義務が生じたことなど、法令の手続きに準拠する規定の制定のため、市民参加条例第6条第2項第6号に該当するため。				
公告日 *1	28年2月18日	公告第38号	その他の公表	28年2月18日 HP	
計画等決定時期 *2	28年3月31日	行政活動実施時期 *3	28年4月1日	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1・・・条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載 *3・・・行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント
適切である

市民参加推進評価委員会コメント
適切である